

第7章

計画の推進体制

1. 計画の推進および周知・啓発

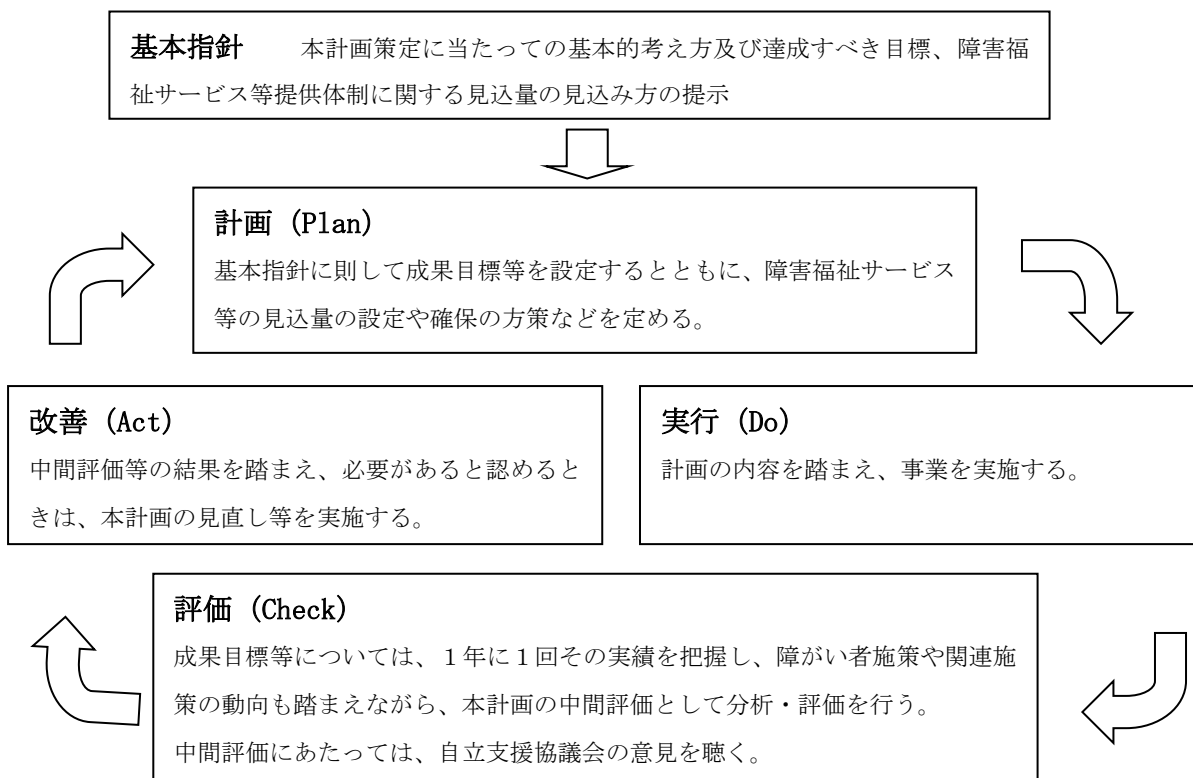
本計画の推進にあたり、基本理念を踏まえ、基本方針の目標達成と重点施策を効果的に実施していくため、関係団体、医療機関、障害福祉サービス等事業所、相談支援事業所、関係機関が参加する自立支援協議会および下部組織である専門部会等と連携を図ります。

また、障がいのある人等やその家族など、支援を必要とする人に対し、市の広報やホームページによる障害福祉制度情報の周知および障害者週間での取組を通じて、障害を理由とする差別の解消の推進を図り、啓発に努めます。

2. 計画の進行管理

障害者総合支援法では、計画に定める事項について、定期的に調査・分析および評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。PDCAサイクルに沿って施策の事業を実施し、各事業の進捗状況および成果目標等の達成状況や障害福祉サービス等見込量の状況について、年1回、自立支援協議会に報告し点検・評価を受けます。自立支援協議会の評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは本計画の変更や事業の見直しなどを行います。

PDCA サイクル



3. 総量規制に係る進行管理と公表

総量規制とは、自治体における障害福祉サービス等の必要な事業所数が確保できている場合に、適正な量を確保し質の高いサービスを利用者に提供するために、法令に基づき定員増を伴う指定を制限することができるものです。

総量規制の対象となる障害福祉サービス等は、生活介護、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービスです。

本市においては、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用者が増加傾向にありますが、医療的ケア児等へのサービス提供が可能な事業所を確保するとともに、サービスの質の確保の観点から、令和6年度以降、新設事業所の設置については、一定の総量規制を実施する方針です。

なお、令和6年度から、総量規制の内容（どのサービスが総量規制の対象となっているのか、どのような機能を持ったサービスを本市で整備する意向なのか等）を具体的に示した方針をホームページで公開します。

また、障害福祉サービス等見込量の状況等と併せて、総量規制の実施状況を自立支援協議会で年1回報告し、点検・評価を受けることとします。自立支援協議会の意見等を踏まえ、総量規制の実施方針を変更する場合には、随時ホームページの情報を更新し、周知を図ります。

【根拠法令】

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第36条第5項

※児童福祉法 第21条の5の15第5項

